横浜市道路台帳測量成果複製及びデータ利用承認取扱要綱

制定　平成22年　　5月 　1　日

　　　最近改正　 令和３年　　３月 1　日

**（目的）**

1. この要綱は、測量法（昭和２４年法律第１８８号。以下「法」という。）の公共測量に関する規定に基づき作成された道路台帳測量成果について、法第４３条の規定による複製及びデータ利用に関し、必要な事項を定め、その適正な利用を図ることを目的とする。

**（対象となる測量成果）**

第２条　複製及びデータ利用の対象となる道路台帳測量成果は、次に掲げるものとする。

（１） 道路台帳平面図データ（SXF ・shape）

（２） 道路台帳区域線図データ(SXF・ shape)

**（利用範囲）**

第３条　データ利用承認の対象となる者の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

1. 国、地方公共団体、その他公共団体または公共的団体
2. 公益事業者（ただし地下埋設物関係者に限る）
3. 学校その他教育機関
4. その他市長が特に必要と認めるもの

**（手続）**

第４条　複製及びデータ利用をしようとする者（以下、利用者）は、次の各号に掲げる申請書を提出し、承認を受けなければならない。なお、利用者以外の者が委託契約等に基づいてデータを取り扱う場合、利用者は、委託元にデータの利用に関する誓約書を提出し、写しを横浜市に提出すること。

1. 複製承認申請書は、様式第１号のとおりとする。
2. データ利用承認申請書は、様式第２号のとおりとする。
3. 誓約書は、様式第３号のとおりとする。
4. 様式第１号の申請に対する承認書は、様式第４号とする。
5. 様式第２号の申請に対する承認書は、様式第５号とする。

**（承認基準）**

第５条　横浜市は測量成果をデータ利用しようとする者から申請があったときは、承認するものとする。ただし、申請の形式上の要件に適合しない場合又は次の各号のいずれかに該当する場合を除くものとする。

（１）測量成果に対し、何ら手を加えずに同一のものを作成する目的でデータ利用しようとする場合や、本市が行う地図等の刊行及びインターネット提供を害するおそれがあると認められるもの。

（２）偽りその他不正な手段により承認を受けようとするもの。

（３）公の秩序若しくは善良な風俗に反する目的又は犯罪行為その他違法な行為に用いる目的でデータ利用することが明らかなもの。

（４）申請された目的に照らし、適切でない測量成果をデータ利用するもの。

（５）複製の作業方法が不適切で、得られる成果（以下「複製品」という）の正確さを確保する上で適切でないもの。

**（利用条件）**

第６条　利用者は、以下の利用条件を遵守しなければならない。

1. データの利用期間は単年度を上限とし、当該利用申請に関わるデータ利用承認書に記載された期間とする。
2. 複製及びデータ利用は、承認書に記載された目的のみとする。
3. 測量成果の著作権は横浜市に帰属するもので、複製やデータ利用に伴い、著作権が移転するものではない。
4. 提供したデータはすべて横浜市が所有権を有するものとし、利用期間終了後は速やかに廃棄等適切な処理をするものとする。
5. データ利用により作成した成果物には、出典元を明記する。
6. データの利用に伴い、データの利用者又は第三者に発生した直接的、間接的な損害に対して横浜市は一切の責任を追わないものとする。

（７）データの受け渡しについては申請者が電子媒体を横浜市に提出し、横浜市によるデータ入力後、手渡しにて引き渡しを行う。希望があればメールで提供も可とする。

**（禁止事項）**

第７条　データ利用の承認を得た者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない。

1. 承認書に記載した利用方法以外に利用すること。
2. 複製した成果および提供したデータを外部に貸し出すこと。
3. 複製した成果および提供したデータを再複製すること。
4. 複製した成果および提供したデータを譲渡すること。

**（その他）**

第８条　この要綱により難い場合又はこの要綱に定めのない事項についての取り扱いは、その都度道路局長が定める。

（附　則）

１　この要綱は、平成22年 5月 １日から施行する。

２　横浜市道路台帳測量成果複製及びデータ利用承認取扱要綱（制定平成22年５月１日）は廃止する。

（附　則）

１　この要綱は、平成28年４月1日から施行する。

 （附　則）

１　この要綱は、令和３年３月１日から施行する。

|  |
| --- |
| 様式第1号（第４条）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　号　年　月　日横浜市長　申請者　住所　　　　名称 　　　　代表者　　　　担当　　　　電話道路台帳図複製承認申請書道路台帳図複製承認を受けたいので次のとおり申請します。 |
| 複製用途・目的 |  |
| 複製する道路台帳の種類 |  |
| 複製する箇所 |  |
| 利用期間 | 複製承認日～　　年　　月　　日 |
| 複製品の利用方法及び配布範囲 |  |
| 複製部数 |  |
| 複製作業者 |  |
| 備考 |  |

|  |
| --- |
| 様式第２号（第４条）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　号年　月　日横浜市長　申請者　名称　　　　　代表者　　　　担当　　　　電話　　道路台帳図データ利用承認申請書道路台帳図データ利用承認を受けたいので次のとおり申請します。 |
| １.データ利用の用途・目的 |  |
| 2.利用データ | 利用データの形式 |  |
| 利用データの箇所 |  |
| 利用期間 |  |
| 3.データ処理 | 利用形態 | 内部利用　・　外部委託 |
| 業務形態（委託の場合は受託社名） |  |
| 作業機器 |  |
| データ処理方法 |  |
| 4.備考 |  |

様式第３号（第４条）

　　年　　月　　日

受託者

発注者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　契約者

担当者

電話

誓　　約　　書

道路台帳図データ等の利用について、以下の通り誓約します。

１．委　託　名

２．利用データの形式

３．利用データの箇所

４．データ利用担当者

５．データ利用条件

（１）　データの目的外利用及び第三者への提供を行わない。

（２）　データの利用期間は、データ利用承認日から　　年　　月　　日までとする。

（３）　データの管理は、受託者が責任をもって行うものとし、データの紛失、消失、破損等が生じた場合は、速やかに発注者へ連絡する。

（４）　上記のデータは、期間終了後は速やかに消去又は廃棄する。

|  |
| --- |
| 様式第４号（第４条）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　道道調　第　号年　月　日申　請　者横　浜　市　長道路台帳図データ複製承認書 　  　年　月　日 　第　号で申請のありましたデータ利用については、次により承認いたします。１．承認事項 |
| 利用データの形式 |  |
| 利用データの箇所 |  |
| 利用データの用途・目的 |  |
| ２．データ利用条件（１）データの目的外利用は出来ません。（２）データの利用期間は、データ利用承認日から　年　月　日までとします。（データを情報システム等の内部に保存し継続利用する場合は、年度ごとに再度申請を行ってください。）（３）複製データ（道路調査課から提供）の管理は、担当課が責任をもって行うものとし、データの紛失、消滅、破損等が生じた場合は、速やかに道路調査課へ連絡してください。　（４）上記の複製データの利用は利用期間内に限り、期間終了後は速やかに消去する等適切な措置を講じてください。　（５）複製データから作成された成果物には、「横浜市道路台帳図データ利用承認番号　道道調第　号データ」と記載してください。　道路局道路調査課道路台帳係　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 担当：　電話：671-2774　 |

|  |
| --- |
| 様式第５号（第４条）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　道道調　第　号　年　月　日　申　請　者横　浜　市　長道路台帳図データ利用承認書 　  　年　月　日　　第　号で申請のありましたデータ利用については、次により承認いたします。１．承認事項 |
| 利用データの種類 |  |
| 利用データの箇所 |  |
| 利用データの用途・目的 |  |
| ２．データ利用条件（１）データの目的外利用は出来ません。（２）データの利用期間は、データ利用承認日から　　年　　月　　日までとします。（データを情報システム等の内部に保存し継続利用する場合は、年度ごとに再度申請を行ってください。）（３）複製データ（道路調査課から提供）の管理は、担当課が責任をもって行うものとし、データの紛失、消滅、破損等が生じた場合は、速やかに道路調査課へ連絡してください。　（４）上記の複製データの利用は利用期間内に限り、期間終了後は速やかに消去する等適切な措置を講じてください。　（５）成果品（図面等）には、「横浜市道路台帳図データ利用承認番号　　道道調第　号　　年　月データ」と記載してください。　（６）成果品（図面等）を一般に配布する場合は、測量法４３条の規定による測量成果の複製承認を得てください。道路局道路調査課道路台帳係　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　担当：　電話：671-2774　 |